

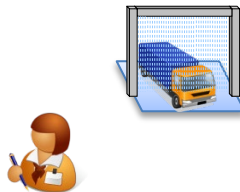
国産畜産物安心確保等支援事業のうち緊急時の鶏肉処理体制整備等

- ・鳥インフルエンザ発生時の食鳥処理場における速やかな処理再開のための条件を満たす体制作り等を支援。
- ・また、食鳥処理事業者が鳥インフルエンザの発生により、処理羽数が大きく減少した場合に、食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るために必要な経費等を支援。

緊急時に求められる対応

1. 防疫指針に基づく体制作り

- ①羽毛等の飛散防止
- ②出入場車両の消毒
- ③交差汚染の防止
- ④設備の消毒
- ⑤作業記録作成



2. 食鳥処理場間の保管施設等の融通

→ 近隣食鳥処理場間のネットワークの構築



3. 一時保管等の機械・設備の確保

→ 施設内に一時的に導入可能な機械・設備
ニーズの把握



4. 円滑な食鳥処理流通体制の維持

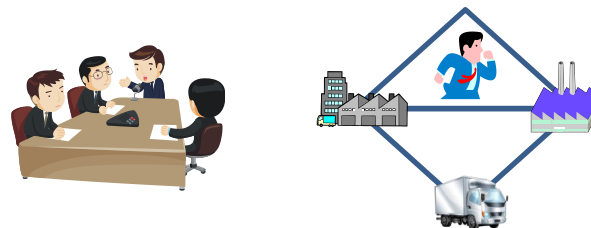
→ 食鳥処理を円滑に行えるよう、機器機能や
流通体制の維持



本事業の概要

○緊急時対応に向けた検討会の開催

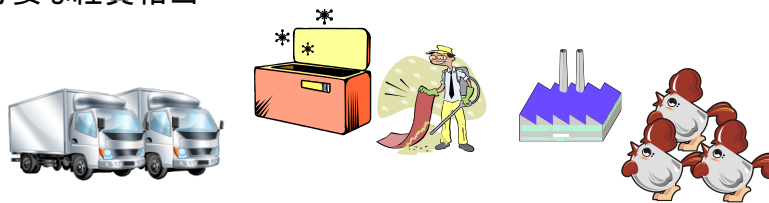
- ・必要な対応が迅速に行えるよう、あらかじめ関係者間で検討を行う



○機械・設備の緊急リース・メンテナンス等

緊急時における以下の取組を支援

- 適切な防疫体制の構築、滞留鶏肉の一時保管等に必要な機械・設備のリース料
- 食鳥処理機器の機能の維持、食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費相当



○緊急時における効率的な鶏肉の処理・流通体制の構築と
機能維持

○地域の雇用確保

